

国立大学法人北海道国立大学機構
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

(1) 妊娠中及び子育てを行う職員の仕事と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：妊娠、出産、育児に関する支援制度の周知を図り、利用を促進する。

対策：令和4年4月～ 支援制度の積極的な活用に向けて、支援制度をホームページ上で周知する。

目標2：男性職員の子育てに関する休暇制度の周知を図り、利用を促進する。

対策：令和4年4月～ 男性職員が取得可能な休暇制度の利用促進に向けて、ホームページ上で周知する。
令和4年4月～ 子育てに関する体験談をホームページ上に公開する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：仕事と家庭の調和のため、残業時間の縮減を図る。

対策：令和4年4月～ 定時退勤日の周知等を通じて、残業時間削減に対する意識啓発に努めるとともに残業時間は例外的な場合に行われるものであるという認識を徹底する。併せて、管理職による業務配分の適正化を促し、職員全体の残業時間を削減する。

目標4：年次有給休暇の取得を促進する。

対策：令和4年4月～ 大型連休やリフレッシュ休暇の際に、年次有給休暇を併せて取得することの推奨や職員個人のニーズにあった取得を促進するなど、年次有給休暇が取得しやすい職場環境を構築する。

目標5：育児・介護と仕事との両立支援のため、新たな勤務制度を導入する。

対策：令和4年4月～ 多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方が可能となるよう在宅勤務制度を導入するとともに、新たな勤務制度の導入を検討する。